

前回における報告事項の結果について

平成25年3月19日

電力安全課

○高等学校卒業程度認定試験の合格を高等学校卒業と同等に扱うことに伴う電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令等の一部改正(平成25年1月28日公布・施行)

電気事業法に基づく資格である主任技術者に関し、高等学校卒業程度認定試験(かつての大検)の合格を高等学校卒業と同等に扱い資格を付与できるように、省令等の一部改正を行った。

○第一種電気工事士新講習制度の指定講習機関の追加(平成25年2月12日)

本年4月1日以降に第一種電気工事士の定期講習業務を行う指定講習機関を1者追加した。これにより、指定講習機関は5者となった。制度改正については、業界紙等の広告により周知を行っている。

○平成24年11月27日に北海道で発生した暴風雪の影響による鉄塔倒壊に係る再発防止対策等の報告について(平成25年2月28日)

2月28日、北海道電力(株)から北海道電力産業保安監督部長に対し、昨年11月27日に発生した幌別線鉄塔倒壊に係る再発防止対策等の報告書が提出された。原因については、事故時の気象条件が特異な条件であったことであり、倒壊した鉄塔は建設時の技術基準に適合していたころから、経年劣化が倒壊の原因ではなかった。また、送電線に着雪緩和設備の装着など、再発防止策等についてもあわせて報告された。

○太陽電池発電所に係る使用前自主検査方法の見直しについて(平成25年3月中公布・施行予定)

太陽電池発電所において、設置の際に必要となる使用前自主検査のうち、負荷遮断試験等について、天候などにより現地できない場合は工場試験の結果で確認しても良いとする等の合理化を行い、電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈の改正を行った。